

上砂川町創業支援補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は上砂川町創業支援補助金等交付に関する規程（令和2年訓令第1号。以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金等の交付額)

第2条 規程第5条に定める補助金又は創業祝金の額は別表第1に定めるところによる。

(補助金の申請)

第3条 規程第7条に定める補助金又は創業祝金の交付申請は別記第1号様式により行うものとし、交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業費の内訳及び見積書等の写し
- (3) 収支計画書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、その審査の結果を別記第2号様式により当該申請人に対し通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 規程第8条に定める届出は、別記第3号様式により行なわなければならない。

(実績報告)

第5条 規程第9条に定める実績報告は別記第4号様式により行うものとし、実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の金額及び支払ったことが確認できる書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第6条 町長は前条の規定による実績報告又は規程第4条に定める創業祝金の交付申請を受けたときは、これを審査し、適合すると認めるときは補助金の確定額を別記第5号様式により当該申請人に対し通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の補助金確定後に補助金の請求を別記第6号様式により行わなければならない。

(補助金の取消し)

第7条 規程第11条第2項に定める補助金の交付決定取消しに係る通知は別記第7号様式により当該決定者に対し通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別記第8号様式により補助金の返還を求めることができる。この場合において、規程第11条第1項第4号の規定により交付決定の取消しをしたときは、次の表に定める額を返還させることができる。

当該補助金を活用した事業を継続した期間	返還を求める金額
1年未満	交付決定額の100分の100
1年以上2年未満	交付決定額の100分の80
2年以上3年未満	交付決定額の100分の50
3年以上4年未満	交付決定額の100分の30
4年以上5年未満	交付決定額の100分の10

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年8月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

対象事業等	対象経費等	補助率等
町内に店舗等を新築（プレハブ設置を含む。）し、創業するもの	(1)新築工事費 (2)プレハブの購入・設置費 (3)構築物の整備費 (4)事業に要する土地（店舗等の敷地を含む。）の購入費	対象経費の 2 分の 1 (限度額 2 5 0 万円)
町内の店舗等（移動販売車含む。）その他の建物等を購入・改築し、創業するもの	(1)購入・改築に要する経費 (2)構築物の整備費 (3)事業に要する土地（店舗等の敷地を含む。）の購入費	対象経費の 2 分の 1 (限度額 1 5 0 万円)
町内の店舗等その他の建物を賃借し、創業するもの	(1)店舗・土地の賃借料（3 年間に限る）	対象経費の 2 分の 1 (限度額月額 5 万円)
創業に必要な備品を購入又は賃借するもの	(1)備品の購入費・賃借料	対象経費の 3 分の 2 (限度額 4 0 万円)
創業祝金	新規創業後 1 年を経過した事業者に対し交付 ただし、上砂川町移住定住促進条例第 4 条第 3 号ウによる上砂川町就業者移住定住等奨励金の受給者を除く	1 0 万円

備考

1. 国及び北海道から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金の額を控除した額を補助対象経費として算定する。
2. 対象経費には、消費税法等に定める消費税等の額を含む。
3. 店舗等の新築・購入を伴わない土地の購入・賃借についても、補助対象経費として認めることができる。
4. 補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。